

公 示 日 : 2021 年 5 月 19 日

調達管理番号 : 21a00281

国 名 : インドネシア

担 当 部 署 : 地球環境部防災グループ防災第二チーム

調 達 件 名 : インドネシア国ジャワ島北部海岸管理マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 7 月上旬から 2021 年 9 月下旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.70M/M、国内 0.50M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数 : 

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	21 日	5 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2021 年 6 月 9 日 (水) 12 時
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
  - 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021 年 6 月 22 日 (火) までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国／類似地域	インドネシア／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

インドネシアは世界最大の島嶼国で、海岸線全長は世界第 2 位の約 55,000km で日本の約 2 倍の長さを有しており、近年の目覚ましい経済開発によって沿岸域の高度利用が加速している。その一方で、急速かつ無計画な沿岸域の開発などによる沿岸漂砂や土砂供給バランスの変化、気候変動に伴う海水面の上昇や高波の高頻度・強大化、地盤沈下等による海岸侵食が深刻な問題となっており、インドネシア海洋水産省（MMAF）のデータではインドネシア全土における 2000-2014 年の総侵食面積は約 3 万ヘクタール、海岸線約 6,300 キロメートルが影響を受け、沿岸生態系の衰退による年間損失は 22 億米ドルに及ぶとされる。なかでもジャワ島は、同国の全人口の 56.5%、名目 GDP の約 58.5%が集中する主要島で、特に北部沿岸には首都ジャカルタや第二の都市スラバヤをはじめとした主要都市が位置し、これらを取り巻く交通インフラ・産業エリアなどが集中していることから、汀線後退によって住家や基盤インフラ等への被害が生じている。インドネシア国家防災庁（BNPB）が発表する災害リスクインデックス（2018 年）において、高波及び海岸侵食リスクはジャワ島北部のほぼ全域において「リスクが高い」とされているほか、公共事業・国民住宅省（PUPR）の水資源総局（DGWR）

のモニタリング評価結果ではジャカルタからスラバヤ間 1,224 キロメートルの海岸線のうち、106 キロメートルで深刻な侵食が発生しているとされる。

インドネシア政府は、海洋国家構想を発表し、海洋関連インフラの整備、海上貿易、内国海運振興による均衡ある発展を優先政策として掲げている。中期的な施策としては、国家開発企画庁 (BAPPENAS) が策定した「国家中期開発計画 (RPJMN) 2020-2024」において、ジャワ島北部の 5 つの都市 (ジャカルタ、スマラン、ペカロンガン、ドゥマック、チルボン) における海岸保全が重点課題の一つに挙げられており、構造物対策として海岸防護構造物の建設や地盤沈下のモニタリング体制の整備、非構造物対策として統合沿岸開発計画の策定等の実施が掲げられており、同計画に基づき海岸保全を所掌する PUPR が地方組織を通じて各地域における護岸整備に取り組んでいる。

しかしながら、PUPR のモニタリング評価ではジャワ島北部海岸で既に防護されているのは深刻な海岸線のうちの約 3 分の 1 である 35 キロメートルに留まっており、多くの海岸において対策は進んでいない状況である。さらに、今後気候変動や開発の促進によって、現在課題を有している海岸だけでなく、将来的に課題が顕在化する海岸が多く存在している。また、長期的かつ体系だった海岸保全に関する法制度や方針、計画等が未策定であることや、海岸特性に応じた海岸保全事業の計画・実施に係る体制や人材育成が十分に進んでいないこと、海岸保全に関わる多様かつ複雑なステークホルダー内での連携や防護、環境、利用を含む包括的な海岸保全に対する意識醸成が不十分であるといった課題も抱えており、海岸侵食や沿岸災害のリスクが考慮されない沿岸開発や、海岸保全対策工が十分に機能しない又は周辺の海岸へ悪影響を及ぼすといった事態も懸念される。かかる状況から、特に人口や資産が集中し、重要な地域であるジャワ島北部において海岸保全を推進するため、海岸管理に関する計画の策定が急務となっている。

上記背景の下、インドネシア政府から「ジャワ島北部海岸管理マスタープラン策定プロジェクト」が要請され、JICA は詳細計画策定調査を実施することとした。本調査では、別途 JICA にて実施中の「インドネシア国海岸保全分野に関する情報収集・確認調査」で得られた基礎情報及び分析結果を踏まえつつ、先方政府関係機関との協議を通じてプロジェクトの協力の枠組みを策定するとともに、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とし、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協力・協議・調整

しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめを行う。JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2021年7月中旬から7月下旬）
  - ① 要請書等から要請背景及び内容を把握する。
  - ② 当該分野に係る既存の文献、関連報告書、類似する事業等の報告書等の収集・分析・内容把握を行う。また、JICAの類似案件の成果、課題、教訓を把握するとともに、JICAが実施中の「インドネシア国海岸保全分野に関する情報収集・確認調査」の調査団から、調査途中結果についてヒアリングを行う。
  - ③ ①②で把握した情報をもとに、現地調査で相手国関係機関（PUPR、BNPB、MMAF等）、他ドナー（世界銀行、アジア開発銀行、オランダ等）等から情報収集すべき内容を検討し、調査事項を整理する。
  - ④ 相手国関係機関、他ドナー等に対する英文の質問票（案）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。
  - ⑤ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）素案（和文、英文）、PO（Plan of Operation）案（和文・英文）及び事業事前評価表（案）（和文）の担当分野関連部分を検討する。
  - ⑥ JICA職員が作成する、対処方針（案）、Minutes of Meeting(M/M)(案)、Record of Discussions(R/D)（案）について、担当分野の観点からコメントする。
  - ⑦ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間（2021年8月上旬から2021年8月下旬まで）
  - ① 事前に相手国関係機関等へ配布した質問票の回収・分析、相手国関係機関等との協議・ヒアリング及び現地調査に参加し、当該プロジェクトの担当分野に関わる協力計画策定及び事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
    - (ア) 要請背景・要請内容
    - (イ) インドネシアの防災及び海岸管理分野の政策・上位計画と本プロジェクトの位置づけ

- (ウ) 実施機関である PUPR 及び海岸管理分野に係る関係機関の組織体制、人員、予算とそれぞれ所掌業務、役割分担
  - (エ) 関連分野における他ドナーの援助動向・本プロジェクトとの連携可能性の検討（PUPR 等を実施機関とした事業・活動を実施している場合）
  - (オ) プロジェクト実施に係る日本側負担事項と先方負担事項
  - (カ) 事前評価案を作成するにあたり必要となる本案件に関する成果指標の所在、ターゲット層に関する各種基礎データ
  - (キ) プロジェクト実施にあたり、リスクとなる事象に関連する情報
- ② 別途 JICA が備上する技術コンサルタント（環境社会配慮分野）が実施する情報収集を支援する。
  - ③ 実施機関である PUPR に対して、PDM の役割・構成（項目の関連性やモニタリング指標）及び PO に関する説明を行う。
  - ④ 他団員と協力し、各面談の議事録を作成する。
  - ⑤ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、機材供与等 R/D 記載事項）を他分野の団員とともに検討する。
  - ⑥ 調査結果及び相手国関係機関等のコメントを踏まえたうえで、PDM、PO 案（和文・英文）、及び M/M 案（英文）と R/D 案（英文）の作成に協力する。特に、PDM 案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
  - ⑦ 実施機関に対する R/D 案を含む M/M 案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
  - ⑧ 評価 6 項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）を作成する。
  - ⑨ 現地調査結果の JICA インドネシア事務所等への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間（2021 年 9 月上旬～9 月下旬）
- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
  - ② 事業事前評価表（案）（和文）を他分野の団員とともに取りまとめる。
  - ③ プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 項目の観点から、リスク管理チェックシートに必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
  - ④ 詳細計画策定結果参考資料（案）（和文）を他分野の団員と共に作成する。その際、担当分野に係る調査結果、PDM の各種指標、指標入手手段の決定過程、設定根拠及び 6 項目評価結果の詳細について記載する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### (1) 業務完了報告書

2021年9月30日(木)までに提出。

次の①～②を電子データにて提出すること。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- ② 事業事前評価表(案)(和文)

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_202103.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf)

留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ジャカルタ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は2021年8月8日～2021年8月28日を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

また新型コロナウイルスに関連して、公示時点でインドネシア渡航後に14日間の隔離が必要なため、現地にて自主隔離をいただく予定です(日当・宿泊費及び直接人件費が支払い対象となります)。なお、上述の現地調査期間は自主隔離期間を含まない期間となっていますので、現地調査開始前までに自主隔離期間が終わるような日程で現地渡航をお願いします。また帰国後について日本政府の方針に基づいた隔離措置を遵守いただきます。

本契約受注コンサルタントは、準備期間・現地業務期間・整理期間を通じ、他の団員と協力しながら、プロジェクトの協力内容の詳細検討を行うことを想定しています。JICAの調査団員が現地入りしている際は、本プロジェクトの検討にかかる協議への参加を想定しています。

## ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 環境社会配慮 (コンサルタント)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

※PUPR 配属の JICA 長期専門家が同行予定

※「インドネシア国海岸保全分野に関する情報収集・確認調査」の調査団との現地協議等を行うことがあります。

## ③ 他の実施中の調査業務との連携

地球環境部主管「インドネシア国海岸保全に関する情報収集・確認調査」にて先行してインドネシアにおける海岸保全に関する基本情報の収集及び課題の分析を実施中です。情報収集・確認調査で得られた基礎情報や分析結果は、本詳細計画策定調査において基本情報として活用することを想定しています。

## ④ 便宜供与内容

JICA インドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等が同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：英語⇄インドネシア語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構地球環境部防災グループ防災第二チーム代表アドレス (gegdm@jica.go.jp) から配布します。配布希望者はメールで申し込んでください。
  - ・要請書
  - ・インドネシア国海岸保全に関する情報収集・確認調査に関する情報 (予定)

- ② 本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。
- ・「インドネシアにおけるJICA事業の足跡に関する情報収集・確認調査」  
<https://www.jica.go.jp/indonesia/office/others/footprint.html>
  - ・「インドネシア国防災分野における情報収集・確認調査報告書」  
[https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_108\\_1000041316.html](https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_108_1000041316.html)
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ) 提供依頼メール
- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
  - ・本文：以下の同意文を含めてください。  
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」
- (3) その他
- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所及び在インドネシア日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。



- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上